

各弁護士近況

大川 正二郎

アンニョンハセヨ。

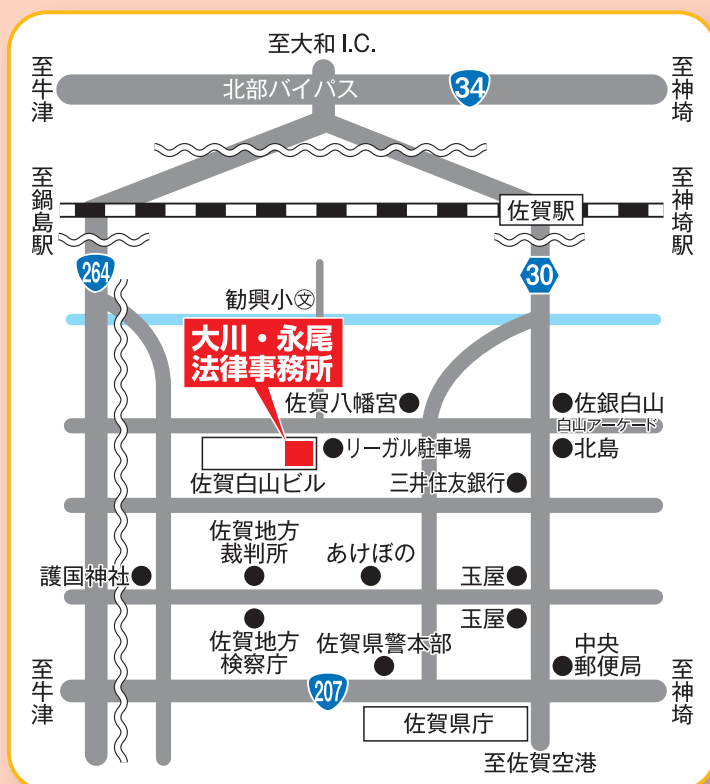
韓国人の知人ができたことがきっかけで、韓流ブームのずっと前から勉強している韓国語ですが、未だにゆっくりのかたこと程度。時間だけは長く、もう10年以上になるのですが、なかなか上達せず、壁にぶち当たってばかりです。言葉は今一つですが、韓国文化(お酒)には早くから親しみ、今や「爆弾酒」を作って宴会の席で韓国人にふるまうこともできるようになりました。韓国語もそれくらいできれば、と思って、今日も記号のようなハングル文字とにらめっこです。

永尾 竹則

最近家族旅行で出費を抑えることが課題となっています。一時期より回数は減りましたが、毎年夏場はキャンプに行きます。キャンプ場に近い遊技場などで子供たちと遊ぶのも楽しいですが、観光地周辺のキャンプ場を選んでいけば、宿泊費がキャンプ場の使用料で済むので、観光も楽しめて出費も抑えられて一石二鳥です。ただ、キャンプの格好ですから、あまりおしゃれなところにはいけないのが難点です。それに最近、一番小さい子どもは、旅館に泊まりたいと生意気なことを言うようになりました。夜雨に降られることもあります。それもいい思い出で、それなりに楽しんでいます。

鳥飼 亜由美

今年になって、佐賀県弁護士会に山歩き部が誕生しました。昔、登山サークル(ゆるめの山専門)に所属していたことから、事務局をさせていただいています。記念すべき第1回目の登山は、大分県の平治岳でした。美しい花と清々しい空気に囲まれて、とてもリフレッシュできました!やはり自然はいいですね。山歩き後の温泉も格別でした。第2回は10月に予定されており、今後も定期的に活動していくつもりですので、どこかオススメな山があれば是非教えて下さいね。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第2号

大川・永尾法律事務所

ごあいさつ

「ほっと」の創刊号をお送りしてから、はや6ヶ月。創刊号は春の桜の季節でしたが、いつの間にか暑(熱)い夏が過ぎ、気がつくともう周りはすっかり秋色に染まり、その深みを加えつつあるようです。

「光陰矢の如し」とはよく言ったもので、本当に月日の経つのが速く感じられます。裁判は月1回位のペースで開かれることが多いのですが、前回の裁判期日が終わったと思っただけ、次の裁判期日が来ちゃいます。まるで追い立てられているような感じですが、ふと、立ち止まって考えると、追い立てられているように感じるのは弁護士だけで、顧客の皆様には月1回の裁判のペースがなんともどこかしく感じられているのではないのでしょうか。

季節の移ろい、時の流れの中に身を置きながら、自戒を込めて考えてみたものでした。

弁護士 大川正二郎



弁護士
大川 正二郎

近所迷惑？

「秋深し隣は何をする人ぞ」なんて思っていたら、とんでもない大音響の音楽が聞こえてきたり、マンションの上階からとび跳ねるような音が聞こえてきたり。市街地の中で密集して暮らしていると、隣近所の音が騒音となって悩まされることがあるものです。

お互い肩を接するように暮らしているのでお互い様のところがあり、一般に「受忍限度」を越えた騒音の場合に初めて違法となると考えられています。この「受忍限度」というのは、生活の中で、通常生じる程度の音であれば違法とまではいえないが、通常生じる音の程度を超えて一般にがまんができない程度にまで至っていれば、「受忍限度」を越えて違法となるというものです。その判断は、音の大きさや時間帯、周囲の人に与える影響、音を出す側の防止の努力や注意を受けた後の態度等が考慮されます。たとえば、マンション内では洗濯機の音は結構大きく聞こえるものですが、洗濯機の使用そのものは生活上必要不可欠であり、通常起きている時間帯に洗濯機を使用して音が出る場合はやむをえないものとして「受忍限度」内にあると考えられますが、深夜、他の住民が寝ている時間帯に洗濯機を使用して音を出し、他の住民が不眠を訴えて注意を促してもそれをきかないような場合は、「受忍限度」を超えて違法となる場合があります。

そうした場合、個人が直接交渉しようとしても返ってトラブルが深刻になる場合があります。そこで、地域の自治会やマンションの管理組合を通じて注意をしてもらうのがいいでしょう。それでもきかなければ、警察官に注意してもらっていうことをきかない場合に軽犯罪法違反として処罰されることがあり、騒音のために他の住民が体調を崩した場合は傷害罪となることもあります。また、民事裁判で音を出す行為の差止や損害賠償を求めることもできます。

しかし、音を出す側もお隣さんですので、なんとも後味の悪いこともあります。できれば、日頃からお互いコミュニケーションを取っていて、お互い住み良い環境づくりをしたいものです。



弁護士
永尾 竹則

不当要求にはどう対応すればいいのでしょうか？

トラブルの元は世の中色々なところに転がっています。自転車を運転していて道を歩いている人におつかって怪我をさせた、ボール遊びをしていた子どもが投げたボールが家の窓にあたって窓ガラスが割れた、などなど。これらの事例では、通常、生じた損害に対する相当な額の損害賠償を求められてもいたしかたのないことです。しかし、相当な賠償額を著しく超えて一見して相当性のない高額な賠償を請求されたり、そもそも身に覚えのないことで損害賠償請求されたりする場合があります。このように、一見して高額な要求をされたり根拠のない要求をされたりする場合は、一般に不当要求と言われるものです。

このような要求に対しては、はっきりと要求には応じないと伝えることがとても重要です。しかし、しつこく要求されたり、脅迫まがいの調子で要求されたりすると、不当要求であることが分かっているにもかかわらず、恐怖やストレスを感じてその場から逃れたい一心で要求に応じってしまうこともあるかもしれません。よく「毅然とした態度で」ということが言われ

ます。それは分かっているにもかかわらず、実際にはなかなか難しいことです。特に、相手が乗り込んできた場合などはどのような対応をすればいいのか不安に思われると思います。会社に対する不当要求の場合は、担当者1人に任せるのではなく必ず複数で対応するのが良いと言われています。また、相手から強い調子で要求されたりする場合には、これも大変勇気がいることですが、備忘録に使うので録音させてくださいと申し出て録音機器をテーブルにおけば、相手のトーンが下がり意外と効果的ということもあります。逆に、相手から呼び出された時には断るようにします。どうしても行かざるを得ない場合には、必ず複数で、周りに人がいるような場所で対応するようにします。いずれにしても、不当要求に対応するのは大変な勇気と根気が必要です。これはもしかして？と思われる場合には、早めに、警察や暴迫センター、弁護士に相談されることをお勧めします。



弁護士
鳥飼 亜由美

誰にでも起こる相続

生きていれば、誰しも出くわす法律問題、その一つに、相続があります。

相続とは、亡くなった方の地位を相続人が引き継ぐこと、です。このように表すと簡単なことのように見えますが、実際は文字で表すほど単純ではありません。

たとえば、亡くなった方に借金などのマイナスの財産があった場合。相続人は亡くなった方の地位を引き継ぐのですから、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も引き継ぐことになります。したがって、マイナスの財産がある場合には、財産を調査して、相続人であることを放棄する「相続放棄」や、プラスの財産の限度でマイナスの財産を承継するという「限定承認」という手続きをとることを検討しなければなりません。このような調査や手続きは、原則として、亡くなったことを知った日から3ヶ月以内に行わなければならない、悲しみにくれる遺族にとって大きな負担となることがあります。

また、プラスの財産しかなくても、相続人の間でどのように財産を分配するか揉めることがあります。分配にあたっては、亡くなった方から相続人に対して生前贈与がなされていないか、なされていたとしてその贈与はどのような意味をもつものか、また、亡くなった方の財産の形成に貢献したことはないか、あるとしてどの程度の寄与か、など、法律の見地から検討すべきことがたくさん潜んでいます。しかし、これらは非常に分かりにくい上に、相続の場面ではどうしても各々が感情的になりやすく話し合いが紛糾するために、相続の問題が大きな精神的負担につながる場合があります。

このように、相続には、いろいろな法的問題が潜んでいる上、時として、相続人の方の大きな負担になることがあります。しかし、だからといって、相続問題に手をつけずにいると、時間の経過によって相続人が増え、財産の分配に大きな支障を残すことになりかねません。

相続問題について何かわからないことがあったり、ご負担に感じるようなことがあれば、一度、法律相談にお越しください。

